

資料提供

令和7年2月3日(月)  
照会先:保健医療部生活衛生課食の安全対策室  
担当者:室長補佐 澁澤 弥生  
連絡先:029-301-3424

## 営業禁止処分の解除について

令和7年1月27日(月)に資料提供しました下記の食中毒事件について、当該施設における食品衛生上の危害の除去及び再発防止対策が講じられたため、竜ヶ崎保健所長は、本日をもって営業禁止処分を解除いたしました。

施設名	日本料理ひたち野いしざき	
施設所在地	牛久市下根町564-5	
営業者等氏名	合同会社 ひたち野いしざき 代表社員 石崎 秀一	
業種	飲食店営業	
病因物質	ノロウイルスGⅡ	
原因食品	令和7年1月16日から1月18日に調理、提供された食事	
患者数(摂食者数)	21名(28名)	
行政処分等を行った理由	食中毒の発生	
適用条項	食品衛生法第6条第3号違反	
行政処分等内容	食品衛生法に基づく営業の禁止処分	
措置日	処分	令和7年1月27日(月)
	処分解除	令和7年2月3日(月)